

## 事業協同組合の共済規程の認可

### 根拠条文

【中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項】

事業協同組合及び事業協同小組合が、共済事業を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、共済規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。